四会連合協定 建築設計･監理業務委託契約書類（小規模向け）新旧対照表

書式	項目	新 （２０２４年（令和６年）４月版）	旧 （２０２０年（令和２年）４月版）
建築設計･監理業務委託契約書（小規模向け）	３．業務委託の種類、内容及び実施方法 (4)その他のオプション業務（設計･監理業務以外の業務）	（削除）	□建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係わる業務（延べ面積300㎡未満に限る）
	８．業務報酬の額及び支払いの時期 支払の時期	（削除）	業務委託契約時 基本設計完了時 実施設計完了時 監理業務完了時
建築設計･監理業務委託契約約款（小規模向け） ※約款の改正を行ったわけではなく軽微な修正のため、新しい約款の表紙は「2020年（令和2年）4月1日改正」の表記のままです。	第１４条第３項第８号ロ	ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。	ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
	第１４条第４項	４　委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）、第２項の催告をすることなく、受託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。	４　委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合、第２項の催告をすることなく、受託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。
	第１４の２条第４項	４　受託者は、委託者が次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）、第２項の催告をすることなく、委託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。	４　受託者は、委託者が次の各号の一に該当する場合、第２項の催告をすることなく、委託者に書面をもって通知してこの契約の一部の解除をすることができる。
契約書類の構成と使用上の留意事項	４．業務委託の種類、内容及び実施方法について	その債務を履行するために行う業務（業務報酬基準の標準業務とほぼ同じ業務内容）	その債務を履行するために行う業務（国土交通省告示第９８号の標準業務とほぼ同じ業務内容）